

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	主 査	主 査	担 当	文書取扱主任		

第 36 回 総 務 文 教 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日	平成 22 年 2 月 23 日（火曜日）	開会 13 時 30 分	閉会 17 時 39 分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	本間、三上、窪之内、関藤、大谷、井上 議長、委員外議員～清水	事務局	田湯次長 村井主任主事
欠席委員	なし		
説明員	別紙のとおり		
議件	別紙のとおり		
議 事 の 概 要	1 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。		
	(1) 滝川市農村環境改善センター条例の改正について		
	(2) 滝川市手数料条例の改正について		
	(3) 緊急雇用創出推進事業（固定資産税における家屋情報整備事業）について		
	(4) 市民会館及び郷土館分館華月館の指定管理者の指定並びに管理期間の特例条例について		
	(5) 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について		
	(6) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について		
	(7) 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について		
	(8) コミュニティ防災センターの指定管理者の指定について		
	(9) 緊急雇用創出推進事業（災害時要援護者の避難支援プラン作成支援事業）について		
	(10) 緊急雇用創出推進事業（図書館蔵書データ化整備事業）について		
	(11) 教育部補正予算について		
	(12) 公民館の指定管理者の指定について		
	(13) 小・中学校適正配置計画（案）について		
	(14) 小・中学校施設整備方針について		
	(15) 教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について		
	(16) 滝川市立幼稚園保育料等徴収条例の廃止について		
	(17) 空知教育センター組合理約の変更について		
	(18) 学校関係者評価及び関係条例の改正について		
(19) 損害賠償請求事件について			
2 第 1 回定例会以降の調査事項について			
別紙調査項目のとおりとすることに決定した。			
3 その他について			
なし			

平成22年2月22日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘
滝川市教育委員会委員長 若 松 重 義

総務文教常任委員会への説明員の出席について

平成22年2月10日付け滝議第195号で通知がありました総務文教常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

総務部長	高 橋 賢 司
総務部次長	高 橋 一 昭
総務部総務課長	伊 藤 克 之
総務部総務課副主幹	佐 藤 之 俊
総務部総務課副主幹	横 山 浩 丈
総務部総務課主査	和 田 英 昭
総務部総務課主査	小 畑 力 也
総務部総務課防災危機対策室長	高 瀬 慎二郎
総務部総務課防災危機対策室副主幹	橋 本 正 明
総務部財政課長	吉 井 裕 視
総務部財政課主査	景 由 隆 寛
総務部財政課主査	堀之内 孝 則
市民生活部長	西 村 孝
市民生活部くらし支援課主幹	樋 郡 真 澄
市民生活部税務課長	加 藤 孝 昭
市民生活部税務課副主幹	小 峯 智
市民生活部税務課副主幹	橋 本 啓 二
市民生活部税務課主査	渡 辺 弘 行
市民生活部税務課主任主事	畑 原 秀 樹
市民生活部江部乙支所長	赤 松 恒 夫
経済部次長	若 山 重 樹
経済部商工労働課副主幹	志 賀 久 幸
経済部商工労働課主任主事	青 木 康 男

滝川市教育委員会委員長の委任及び滝川市長の委嘱を受けた者

教育長	小 田 真 人
教育部長	舘 敏 弘
教育部次長	河 野 敏 昭
教育部指導参事	春 田 淳 一

教育部学校教育課長
教育部学校教育課副主幹
教育部学校教育課副主幹
教育部学校教育課主査
教育部学校教育課主査
教育部学校教育課心の教育推進室長
教育部社会教育課長
教育部社会教育課スポーツ振興室長

中 川 啓 一
杉 原 慶 紀
黒 川 靖 子
鳩 山 稔
岩 田 肇
吉 川 修
南 健 次
坪 田 健 一

(総務部総務課総務グループ)

第 36 回 総務文教常任委員会

H22. 2. 23 (火) 午後 1 時 30 分
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1 所管からの報告事項について

《市民生活部》

- (1) 滝川市農村環境改善センター条例の改正について (資 料) 江部乙支所
- (2) 滝川市手数料条例の改正について (資 料) 税務課
- (3) 緊急雇用創出推進事業（固定資産税における家屋情報整備事業）について (資 料) 税務課

《総 務 部》

- (4) 市民会館及び郷土館分館華月館の指定管理者の指定並びに管理期間の特例条例について (資 料) 総務課
- (5) 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について (資 料) 総務課
- (6) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について (資 料) 総務課
- (7) 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について (資 料) 総務課
- (8) コミュニティ防災センターの指定管理者の指定について (口 頭) 防災危機対策室
- (9) 緊急雇用創出推進事業（災害時要援護者の避難支援プラン作成支援事業）について (資 料) 防災危機対策室

《教 育 部》

- (10) 緊急雇用創出推進事業（図書館蔵書データ化整備事業）について (資 料) 図書館
- (11) 教育部補正予算について (資 料) 教育部
- (12) 公民館の指定管理者の指定について (資 料) 社会教育課
- (13) 小・中学校適正配置計画（案）について (資 料) 学校教育課
- (14) 小・中学校施設整備方針について (資 料) 学校教育課
- (15) 教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について (資 料) 学校教育課
- (16) 滝川市立幼稚園保育料等徴収条例の廃止について (資 料) 学校教育課
- (17) 空知教育センター組合理約の変更について (資 料) 学校教育課
- (18) 学校関係者評価及び関係条例の改正について (資 料) 心の教育推進室
- (19) 損害賠償請求事件について (口 頭) 心の教育推進室

2 第 1 回定例会以降の調査事項について～ 別 紙

3 その他について

4 次回委員会の日程について

○ 閉 会

開 会 13:30

委員動静報告

委員 長 全員出席。議長は経済建設常任委員会終了後に出席する。委員外議員～清水。
北海道新聞、プレス空知の傍聴を許可する。

1 所管からの報告事項について

委員 長 議案関連については（１）～（１２）、（１６）～（１９）である。議案審査にならぬよう留意願う。（１）について説明願う。

（１）滝川市農村環境改善センター条例の改正について

赤松支所長 （別紙資料に基づき説明する。）

委員 長 説明が終わった。質疑はあるか。

窪之内 ４月から浴室利用を週２回とするのは、正月などの休日も継続されて行われるのか伺う。

赤松支所長 祝日等は関係なく、月８回行うことになる。

委員 長 他に質疑はあるか。（なし）（１）について報告済みとする。

（２）について説明願う。

（２）滝川市手数料条例の改正について

加藤課長 （別紙資料に基づき説明する。）

市税条例の改正について口頭で説明させていただく。平成 22 年度の大きな改正ということで、昨今報道等で出ているが、年少扶養やたばこ税の関係で改正を予定している。地方税法の改正が国会に出されており、今の状況では定例会に間に合わないということで、国の法案の成立状況を見ながら、臨時会等に対応したいと考えている。

委員 長 説明が終わった。質疑はあるか。

窪之内 近年、需要が増加しているということだが、未納がないことの証明はどのくらいあるのか。無料の未納証明を除いた件数について伺う。

加藤課長 特に件数を細かく数えていないが、今のところ年数件ある。今後ふえていくと思われる。

委員 長 他に質疑はあるか。

関 藤 ① 未納がないことの証明が 500 円ということだが、他市町村ではどのくらいの手数料なのか伺う。

② 消費税などの国税に関して、市で未納がないことの証明は出せるのか伺う。

加藤課長 ① 未納がないことの証明を他市町村でも出しているが、幾らであるか把握していない。恐らく他市町村の納税証明書と同様の金額であると思われる。

② 消費税などの国税については、市では証明することはできない。

委員 長 他に質疑はあるか。（なし）（２）について報告済みとする。

（３）について説明願う。

（３）緊急雇用創出推進事業（固定資産税における家屋情報整備事業）について

青木主任主事 （別紙資料に基づき説明する。）

加藤課長 （別紙資料に基づき説明する。）

委員 長 窪 之 内	説明が終わった。質疑はあるか。 要件緩和の関係だが、1人1回1事業であったが、通算1年以内であれば、何 度でも可能となった。状況から考えると、多くの人の雇用を優先させるのであ れば、この条件を市はそのまま行っていかなるを得ないのか、あるいはその辺 を考慮して対処していくということなのか伺う。
青木主任主事	要件緩和によって通算1年以内ということになったので、既に実施している事 業で就業した方についても、これから実施する平成22年度の事業に対し応募 する資格はある。こちらからハローワークに募集をかけ、その応募者の面接を 行った際にその事業にふさわしいかどうかを判断することになる。
委員 長 副委員長	他に質疑はあるか。 要件緩和に関することだが、人件費割合はこれまで総事業費の7割以上必要で あったが、雇われた方がそれなりの賃金を得ることができるというメリットが あった。今回5割以上ということで若干下がっている。それはどのような理由 なのか伺う。また、5割以上ということで、その分余計に人を雇い入れること を考えているのか伺う。
青木主任主事	従来、総事業費の7割以上の人件費を割り当てなければいけないということで あった。例えば、パソコンや車をリースする経費を含め、7割以上を人件費に 充てると実施することができない事業があった。そこで事業を実施しやすいよ うに要件緩和が行われたという認識である。もちろん5割以上ということなの で、9割を人件費に割り当ててもよい。事業の内容によって変わってくるが、 あくまでも失業者のための事業であるので、必要なものは要求するという考え で精査をして計画している。
委員 長	他に質疑はあるか。(なし)(3)について報告済みとする。 所管入れかえのため若干休憩する。 休 憩 13:53 再 開 13:54
委員 長	休憩前に引き続き会議を再開する。(4)について説明願う。 (4) 市民会館及び郷土館分館華月館の指定管理者の指定並びに管理期間の特 例条例について
横山副主幹 委員 長	(別紙資料に基づき説明する。) 説明が終わった。質疑はあるか。(なし)(4)について報告済みとする。 (5)について説明願う。 (5) 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
伊藤課長 委員 長 大 谷	(別紙資料に基づき説明する。) 説明が終わった。質疑はあるか。 長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や仕事と生活の調和とあるが、これは もともとだと思う。サービス残業や看護師等の超過勤務が恒常化しているなど の話を聞くが、実態はどのような状況なのか伺う。
伊藤課長	4月以降ということになるが、60時間を超える分については、この制度の趣旨 に沿った形で運用できるように対応していきたいと思う。時間外手当について は過去の実績を勘案しながら各所属ごとに配当させていただいている。その年 ごとの状況もあり、配当されている時間外手当が不足するケースもある。四半 期ごとに所属長に執行状況を確認しており、それに基づいて追加が必要な所属 については対応している。

委員 長 窪 之 内	他に質疑はあるか。 ① 今年度、残業が月 60 時間を超えるような所属、またはどのくらいの職員が該当するのか伺う。 ② 4 分の 1 の代休時間の指定は、本人が判断するのか、上司が命令するのか伺う。
伊藤課長	① 残業が月 60 時間を超える職員は、平成 20 年度で月 4 人弱程度である。年間で延べ 44 人が該当する。時期的に多くの時間外手当を要する所属は、情報化推進室、市民課、総務課などである。 ② 代休時間の指定について、休みを取るかどうかの判断は職員本人の選択による。このような制度ができることについては、職員に広く周知する必要があることから、今後しっかり対応していきたい。
窪 之 内	年間 44 人は少ないように思われる。この数字には管理職が入っていないと思われる。管理職を含めた実態を把握しているのか伺う。
伊藤課長	時間外手当対象外の管理職については把握していない。
委員 長 副委員長	他に質疑はあるか。 残業が必要な場合、上司が明確に指示を出して行っているのか、あるいは本人が自己申告で行っているのか伺う。
伊藤課長	現在の実態として、完全に所属長から事前命令をしている。以前はこの事前命令が徹底できていない部分があり、組合からも改善要望があった。
委員 長	他に質疑はあるか。（なし）（5）について報告済みとする。 （6）について説明願う。 （6）議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について （別紙資料に基づき説明する。）
伊藤課長	説明が終わった。質疑はあるか。
委員 長 窪 之 内	滝川市に対象はいないということだが、船員保険法と地方公務員災害補償法とでは、その補償に差があるのか伺う。
伊藤課長	船員保険法については、労災に近い補償内容である。地方公務員災害補償法については、若干金額が高くなる。
委員 長	他に質疑はあるか。（なし）（6）について報告済みとする。 （7）について説明願う。 （7）北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について （別紙資料に基づき説明する。）
伊藤課長	説明が終わった。質疑はあるか。（なし）（7）について報告済みとする。
委員 長	（8）について説明願う。 （8）コミュニティ防災センターの指定管理者の指定について
橋本副主幹	滝川市コミュニティ防災センターに係る指定管理者の指定について口頭で説明する。滝川市コミュニティ防災センターについては、平成 18 年 4 月から 1 年間、さらに平成 18 年度に策定した滝川市指定管理者制度適用方針に基づき平成 19 年 4 月から 3 年間、滝川地区広域消防事務組合に指定管理者として管理を担っていただいた。この施設は滝川地区広域消防事務組合の庁舎の複合施設であるため、その活用については婦人防火クラブ、少年消防クラブ及び救急救命講習などの活動に利用されており、また 1 階においては防災用の資器材の備品備蓄に活用しており、滝川地区広域消防事務組合が管理を担うことが効率的

であり、さらなる相乗効果を期待できることから、引き続き平成 22 年度からの 3 年間について、滝川地区広域消防事務組合を指定管理者として指定し、その管理を行わせることとするための議案を第 1 回市議会定例会に提案したいとするものである。

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。(なし) (8) について報告済みとする。

(9) について説明願う。

(9) 緊急雇用創出推進事業(災害時要援護者の避難支援プラン作成支援事業)について

橋本副主幹

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

窪之内

① 江部乙の市街地では、連合町内会が要援護者のリストを持っていると思う。その後単位町内会がそれを引き継いでいるかどうかはわからないが、市街地でも 100 戸を超す町内会である。個人のデータということもあり、要援護者のリストの管理もこれまで同意や誓約をしなければいけなかったが、今後、そのようなこともなく町内会に引き継がれていくような感じがする。その辺の取り扱いについてどのように考えているのか伺う。

② 江部乙の連合町内会が今年度 36 の対象町内会の中に入っているかわからないが、54 町内会の中には江部乙地区の単位町内会も含まれているのか伺う。

③ 町内会長に地域支援者を決めてもらうということが適切なのかどうか疑問である。その辺の対応を今後雇用された人が行うのか、民生委員とセットで行うのか、あるいは市役所の職員が支援をして行うのか伺う。

高瀬室長

② 江部乙の連合町内会について、平成 21 年度は入っていない。

① 個人のデータ管理について、町内会から申請という形で行っている。仮に町内会長が変わった場合は、改めて申請を出してもらうことにしており、個人情報についての約束事を決めながら進めている。

③ 支援する人及び支援される人の関係は非常にデリケートな問題であると認識している。原則としてリストを管理するのは町内会長ということも決めている。そうした中で支援する人及び支援される人は、合意した上で決めていただくことを前提としている。その間を取り持つのは、ぜひ町内会長にお願いしたいと考えている。リスト管理を進める上で、支援する人をどのように決めていくかは、町内会長が勝手に決めるのではなくて、支援される人の希望を考慮しつつ、担当職員も間に入り、実情などを理解してもらいながら進めてきたところである。来年度も同様に個人データ管理も含めて進めていきたい。

窪之内

地域支援者の役割について、パンフレットなどを作成して周知しているのか伺う。

高瀬室長

今年度、支援プランについては、町内会長には町内会における支援リストを渡している。支援する人及び支援される人には具体的なものを渡している。緊急用として、A 4 判で地震と水害の対処方法を作成して渡している。来年度も同様に進めていきたい。

委員長

他に質疑はあるか。

大谷

町内会の数からいうと、すべての町内会を網羅するのは難しいと思う。平成 22 年度は全町内会に周知をするということだが、自分の町内会でもなかなかお願いしても難しい面があった。今後、全町内会に行き渡るような方策はあるのか伺う。

高瀬室長	昨年から町内会の役員会、民生委員児童委員の役員会、あるいは町内会長の集まりなどでもくらし支援課と連携をとりながら、会合があれば極力説明に伺ったりしていたところ、当初 36 町内会であったが、興味を持っていただいた町内会の方とコンタクトを取り、結果的には 54 町内会となった。2 人態勢で 1 人ずつ町内会を 1 軒 1 軒回って説明するので、非常に時間がかかる。この 6 カ月はほとんど説明に回っていた状況である。また、防災対策室で 6 回出前講座を行い、支援プランと防災などの説明をした。これからも町内会の役員会などへ出向き PR させていただく考えで、来年度は江部乙地区など広範囲になるので、今までの住宅地のように効率は上がらないかもしれないが、まずはすべての方に制度を知ってもらうことが大事だと思うので、今後とも努力していきたい。
大 谷 高瀬室長	自分のところの町内会の会長にこの話が届いているのか伺う。 ことしは 54 町内会までであったが、来年度は全町内会を回る。その中で何か機会があればさらに詳しく説明させてもらう。
委 員 長 副委員長	他に質疑はあるか。 ① 雇用者数 2 名ということで、昨年と同じだが、効率の部分を考えれば、同じ人を継続的に雇ったほうがよいと思うがどうか伺う。 ② 事業計画でプラン不必要回答者が 2,211 人となっている。どのような理由でプランは必要ないと言っているのか伺う。
高瀬室長	① 個人のスキルの関係もあり、採用に当たっては過去の経歴などを検討して、選定していきたい。 ② プラン不必要回答者とあるが、支援プランについては 75 歳以上の方や介護が必要な 75 歳未満の方が対象となり、そのような人にはすべて話をしているが、例えば、該当者であっても近隣に子供たちがいるので必要がなかったり、75 歳以上でも非常に健康な方で支援は必要ないというケースがあった。批判的に不必要だということではなく、制度をよく理解してもらったところ、今後必要となれば利用したいという意見が多かった。
委 員 長	私から質疑させていただく。 プラン不必要回答者で、現在は元気であったり、近くに身内がいたりということで、すぐには必要ないが、将来的には利用したい場合、どのように更新していくのか伺う。
高瀬室長	今回行ったところにはパンフレットを渡してある。また、重要なのは町内会長の存在である。リストを提供しており、今後 1 年に 1 回更新リストを渡す予定である。それを踏まえて、町内会長に回っていただいて、支援プランを利用したい人を新たに更新してもらう考えである。
委 員 長 伊藤課長	他に質疑はあるか。（なし）（9）について報告済みとする。 先ほどの北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、説明に誤りがあったので、訂正させていただく。両組合の解散、脱退について、2 つとも 3 月 31 日付と説明したが、3 月 31 日付の解散、脱退については網走支庁管内町村交通災害共済組合であり、残りの胆振西部衛生組合については 2 月 1 日付で解散、脱退ということである。
委 員 長	所管入れかえのため若干休憩する。
	休 憩 14 : 40 再 開 14 : 48
委 員 長	休憩前に引き続き会議を再開する。（10）について説明願う。

中寺副館長 委 員 長 窪 之 内	(10) 緊急雇用創出推進事業（図書館蔵書データ化整備事業）について （別紙資料に基づき説明する。） 説明が終わった。質疑はあるか。 今後使いやすいようなデータ化を進めていくと思うが、どんなデータを入力して利用できるようになるのか伺う。
中寺副館長 窪 之 内	基本的には書名や本の内容がわかるような細かい書誌データといったものが、フリーワードで検索できるようなものにしたいと考えている。 著者名や書名はわかるが、本の内容がわかるような形のものとなると、ある程度知識が必要になるのではないかと思う。職員が指導して、データをつくることになるのか。簡単な操作さえできればよいということになるのか。また、入れたデータから本の内容を検索するとその書名が出てくるということで、今後どのように利用することができるようになるのか伺う。
中寺副主幹	データ入力の関係だが、当初のデータはある程度でき上がっている。それを落とし込んでいく形なので、難しい作業ではない。各図書館でローカルルール的なものがあり、それを付加していくことになる。また、フリーワード検索程度であれば、それほど難しいものではない。
委 員 長	他に質疑はあるか。（なし）（10）について報告済みとする。 （11）について説明願う。
中川課長 委 員 長 窪 之 内	(11) 教育部補正予算について （別紙資料に基づき説明する。） 説明が終わった。質疑はあるか。 ① 学校教育課の教材、教具等に要する経費の関係で対象学校は複数なのか伺う。 ② 私立幼稚園の就園奨励費の関係で所得階層区分そのものが変わるのか。所得階層処分に応じる補助単価が次年度から変わるということで保護者に案内が行っているという話がある。その辺の情報について伺う。
中川課長	① 今回の教材、教具の整備については、小学校7校全部に整備をしたいと考えている。
杉原副主幹	② 平成22年度は大幅に単価の見直しが図られ、所得階層区分自体は変わらないが、低所得者層に厚く、市民税の納付額が多い方については単価が平成21年度よりは下がっている。子ども手当の創出があるということで、それと相殺するような形で単価を下げた。
委 員 長	他に質疑はあるか。（なし）（11）について報告済みとする。 （12）について説明願う。
南 課 長 委 員 長 井 上	(12) 公民館の指定管理者の指定について （別紙資料に基づき説明する。） 説明が終わった。質疑はあるか。 公民館の管理人の人数や管理人との間の雇用、賃金に関する契約について一定の基準のようなものを持っているのか伺う。
南 課 長	公の施設の指定管理については、市の条例に基づいて積算をしている。人件費についてもその条例に基づいて積算をして予算化後、協定を結ぶ形になっている。
井 上	地域の人から話があった。管理人が1人しかいなく、複数にしてほしいということだった。雇用契約などは、運営委員会に任されているのか、あるいは市と

して指導的な基準のようなものがあるのか伺う。また、そういうことを把握しているのか伺う。

南 課 長 協定に基づいて私どもは指導する立場にある。しかし何名置くということなどはうたっていない。それに伴っていろいろな課題があるのであれば、こちらとしてもモニタリングをして指導をすべきであると考えている。

井 上 南 課 長 実際に任用契約などを結んで、その後市へ報告するような形なのか伺う。一般的なことでしかわからないが、指定管理の協定を結んだ後に運営方法についての文書のやりとりはあると聞いている。

委 員 長 若干休憩する

休 憩 15:10
再 開 15:12

委 員 長 休憩前に引き続き会議を再開する。井上委員の質疑について、後ほど答弁いただくことにする。他に質疑はあるか。(なし) (13) について説明願う。

(13) 小・中学校適正配置計画(案)について
(別紙資料に基づき説明する。)

中川課長 説明が終わった。質疑はあるか。

委 員 長 関 藤

春田指導参事

① P1、教育のまちたきかわということで4本柱を掲げているが、具体的に何をするのかわからない。教育内容の充実の部分について、学力向上や特別支援教育の充実を図るということだが、具体的にどのようなことをするのか。例えば近隣の町では特別支援ということで既に小学校に民間教育機関から学習支援ということで入っている。滝川市も優秀な外部の方で学習支援ができる方がかなりいると思うのだが、そのような計画の考えはないのか伺う。

② 教師力の向上について、先進的な教育を実践できるまちというのは、具体的に何をするのか伺う。

① 学力向上、特別支援教育の充実について、その年度ごとに施策を持っている。学力の向上については、各学校の学力向上プラン、それを統括する形で市教委の学力向上プランがある。現在であれば、教育相談員の配置、退職教員の活用事業、理科支援員事業などさまざまな事業を行う形で、教員以外の外部の方から協力をいただいている。特別支援教育については、介助員という形で、全校ではないが入ってもらっている。

② 教師力の向上のための先進的な教育について、各学校で行っている取り組みが、一步でも前進するように例えば公開研究会を開催したり、管内規模、全道規模の研究大会を誘致して実践をしたり、現在取り組んでいるICTを活用した事業の充実など、教育活動を進める取り組みを行っている。

委 員 長 館 部 長 この件については、実施計画が出されるということなのか確認する。

この件については、現在も進めているところだが、次のビジョンということで、10年の推進計画を市の総合計画とあわせて、昨年各地域の懇談会でも説明させていただいた。具体的には現在進めている事業をさらに進めようというもので、その計画については平成22年度中に示したい。

委 員 長 大 谷 他に質疑はあるか。

大きな改革ということで受けとめていたが、東栄小学校が統合という中身になっている。市街地の空洞化が進み、子供が将来的にかなり減少することになれば統合も考えるとある。一部の学校がこのような状況になるのは納得してもらえないのではないかと思います。5年ごとの見直しとあるが、これを機会に

	市内の小学校及び中学校の適正数を大きな視点に立って定める必要があると思う。考えを伺う。
教 育 長	10年計画の5年ローリングということに対して、計画全体の中で当面の11校の考え方について示させていただいた。目標とする将来像という形の中で記載をさせていただいている。これに向けた検討を早める必要もあると思う。案としては示したので、これ以降保護者や地域の中で意見を聞きながら、仮に全体として計画を早く進めるべきではないかという意見が多ければ、そういう形の中で次の5年間で各地域の声も受けながら検討していく。現時点での計画では出していないが、将来の目標を出すのはこのようなことを念頭に置いて、計画全体を進めていく。
大 谷	今回の計画案の中に、ある程度学校を絞って、新しく改築をして子供たちがよい環境のもとで、学習できるような部分も盛り込むべきだと考える。これでは、単に切られた感があるように思う。考えを伺う。
教 育 長	考え方として、そのようなことではなく、前段に滝川市の教育をこのように考えているという理想に向かって、全部の子供たちが滝川市の教育を感受し、平等に受けることができるような学校をつくりたいという基本的な理念を示して、その中で学校の適正配置、適正規模をどうあるべきかという次の段階に入り、最後に個別の学校が将来的にどういう姿がよいのかを考えるために今回の計画案を示した。施設整備等の関係については、小・中学校施設整備方針の中で記載させていただいている。この適正配置計画は学校の教育内容をどう充実させ、そのためにどういう規模の学校がよいかという視点で記載している。
委 員 長 窪 之 内	他に質疑はあるか。 ① 江部乙小学校については計画期間内の存続ははっきりわかるが、江部乙中学校については当面は存続とし、今後のあり方についての検討を進めるとある。当面というのは5年ローリングの考えからすると、5年は存続し、ローリングの結果、どうなるかわからないということだと思う。5年ローリングなので存続するところも含めて、5年から10年の間はわからないということなのか、あるいは存続であっても当面と記載していなければ、10年間は存続を考えているのか伺う。 ② 江部乙中学校の今後のあり方とは、何を意味しているのか伺う。 ③ 計画案を改めて、成案にしていくための平成22年度、保護者や地域に対する説明や会議についての計画はどのようになっているのか伺う。
中川課長	③ 今後のスケジュールについて、3月から保護者との懇談など準備し活動していく。小学校区域で実施したいと考えている。住民との懇談についても中学校区域のレベルでできればと考えている。意見交換を経て、計画書の修正作業に入り、秋には成案に近づけた形の計画をつくり、市教委の中で決定を進めていきたい。その後、総務文教常任委員会に報告できればと考えている。
館 部 長	② 江部乙中学校はいろいろな課題があり、人数的なものはもとより、教育活動がなかなかできにくいという課題がある。もう一つは地域の方からも個別に寄せられている課題もある。このようなことは5年目指して考えるということではなく、市教委としてはすぐこの課題について、検討していきたいということである。また、江部乙中学校の現状を検討できないかという話については、市教委としてもすぐに相談に乗りたいということである。先延ばしという意味ではない。滝川市の適正規模の考え方は、基本的には複数学級ということで考

	えている。
窪之内	① 存続と記載されているものは、10 年を保証したものなのか再度伺う。 ② 江部乙中学校の課題の検討はわかる。統合について、中学校は将来的には 2 校ということなので、それをどのようにしていくのかを考える際に、登下校時間を無視することはできない。そういうことをクリアした中学校の配置にしていかなければならないというのはかなり難しいと思われる。小学校と同じようにスクールバスで 1 時間かけることもある現状で、中学校を南に持っていけばそれ以上になるということである。学校区域の変更などいろいろ検討すべきことが出てくると思う。江部乙中学校については、教育環境を地域の保護者が要望するような環境、あるいは子供たちのための本当の教育環境を考えたときにこのままでよいのかという検討を進めるのはもっともだと考える。しかし、それを適正配置にどう結びつけるのかがよくわからない。それとは別に検討していくということなのか伺う。
館部長	② その質疑自体が、市教委としても考えなければならない課題である。そういったことを直視して、一緒に考えていくということなので、決して答えが決まっていて、江部乙だからほかのところと一緒にしなければならないということはない。今後、このような課題を考えていくということである。PTAの方とも懇談しており、その中でもいろいろと提案をいただいている。江部乙中学校の場合、教育環境を考えたとき、1 クラス維持という部分は大事であると思う。小学校の 40 分ないし 45 分の登下校時間も含めて考えていく。
教育長	① 現段階では 10 年間は存続という形になる。児童数が 5 年後の見直しのときに大きな社会情勢の変化があれば別だが、目標とする将来像という形の中での議論は当然進めていかなければならない。
窪之内	現在の小学校 1 年生も 10 年後には中学校を卒業してしまい、現在の保護者もいなくなってしまう。議論の仕方が本当に難しくなると思う。関係なくなってしまうと議論が進まなくなってしまう。子供たちの将来を含めた教育環境はどうあるべきかをよく議論できるようにしなければ、東滝川地区だけの話として受けとめられてしまっはいけないと思う。これを回避するような見通しを持っているのか伺う。
委員長	この適正配置については議案関連ではないので、もっと議論を深めていきたいと思う。小・中学校施設整備方針にかかわる部分がこの中にたくさん含まれているので、整備方針を説明していただいて、再度質疑を受けたいと思う。整備方針にかかわらない部分での質疑があれば伺う。
井上	2 月に東滝川地区で地域の方に求められて懇談がなされたわけだが、そのときの状況をどのように総括して、教育委員会に報告したのか伺う。
教育長	東滝川地区の懇談会において、50 名近くの地域の方及び保護者の方に参集いただいた。東滝川地区の考え方について教育委員会や総務文教常任委員会の前であったので、平成 24 年の入学者が今のところ 1 名ということで、その時点で完全複式、3 学級となることから、判断するポイントになるのではないかと考えている。地域の方から学校がこれまで果たしてきた役割、あるいはまちづくり全体としてのかかわりという話もいただいた。当然市全体の中でそれらとの整合性が必要であるとこれまでも話しており、懇談会の中で皆さんの意見も伺った。そのことについては、以前から市教委の中では全体的なかかわりも当然考慮していくべきであり、将来推計にもかかわることになると考えている。

市教委が考えているのは、あくまでも児童生徒にどういう教育をこれから何十年にわたって、保証していくことができるかを市全体として考える必要があるということである。昨年の2月以降、各小中学校の保護者懇談会の中で決して現在、過小規模になっている東栄小学校だけの話ではなく、10年、20年後には、例えば開西中学校が今の江部乙中学校と同じ数になっていく。そういうような実態を皆さん方に知らせて、自分たちの学校も関係があると説明してきた。先ほどの窪之内委員の話にあったこの問題は全体化をしなければいけないと考えている。そういう意味で計画期間外になる部分も一部踏み込んで、将来の姿を描かせていただいた。東滝川地区について、学校の公共性、今の江部乙中学校と同じ方法で存続することができないのか、あるいは東滝川地区で進んでいる新たな計画、例えば障がい者に特化したものなど、さまざまな意見をいただいている。今後、何度も話し合いを行っていく必要があると考えている。決して、財政や人数の問題で適正配置計画を考えているわけではない。このことも理解していただくよう積極的に説明機会を設けたいと思う。

井 上 東滝川地区のほとんどが反対である。在校生の保護者にアンケートを取ったとき、32名中8名が統合案に賛成した。どういう集約をして教育委員会議にかけたのか伺う。

教 育 長 教育委員へは会議の場ではないが、協議会という形の中で東滝川地区の関係について話をした。

井 上 このような話はひとり歩きしてしまう。もう学校がなくなるのではないかということになりかねない。複式学級というのは空知で4分の1くらいあり、珍しい話ではない。今後も児童数の増加が見込めないと記載してあるが、だれが断定したのか。政策と児童数というのは関連してくる。何もしないということを断言しているようなものである。地域住民の意見を尊重するのが大前提のはずである。また、新しい総合計画を考え、まちをどのようにつくっていくかが問題になる。そういうことも踏まえて、適正配置も考えなければならない。畜産試験場跡地の総合開発も出てきた。これからの滝川市をどうするかという視点の中で決定しなければいけない。地域との話し合いをベースに持たなければ、間違った方向に行ってしまう。総合的に考えた上で計画を出すのであれば、わからないことはないが、現時点ではそのようなものではないと思う。アンケート調査やまちづくり総合計画、あるいはマスタープランとの整合性についてどのように考えているのか伺う。また、去年は増加が見込めない場合は統合する旨記載されていたが、今回は初めから統合と記載されている。どういうことなのか伺う。

館 部 長 今回は市教委の案をまとめるということで、昨年議会にも2月中には示したいと説明した。各地区の懇談会、保護者との懇談会で、市教委の考えを示してもらえなければ、議論ができないという声が多数あった。そういう中で、市教委で現在の緊急課題、将来的な課題を総合的に考えて、教育という視点で案をまとめた。この計画案をベースに秋まで市民との議論をしていこうと考えている。総合計画、都市計画マスタープランとの関係について、そういった状況も把握しながら、適正配置計画をまとめなければならないと思う。教育の視点でまずたたき台をつくらせていただいた。

教 育 長 まちづくり総合計画との整合性について、決して東滝川地区だけの話ではない。まちづくりに関し、現段階においては各地区が推計不可能な状況ということに

なる。市教委としては現在の児童数の推移を見て、この計画をつくった。市教委として、あくまでも教育の立場から適正配置計画をつくらせていただいた。まちづくりに関して計画に反するものであつてよいはずはない。滝川市全体としての都市計画の考え方、適正配置計画の考え方を両方そろえて、整合性をとって進めていく。今回、市教委は市教委という立場で望ましい学校の姿を先に出す必要があるということで、提案させていただいた。

井 上 小・中学校の適正配置基準ができています。基準があるのであれば推計不可能ではないはずである。各学校の今後の推計は出ていないのか伺う。

教 育 長 推計できないと言ったのは、これからのまちをどうつくっていくか、市街地の形成が大きく変わっていく、あるいは東滝川地区ではそういう動きがあるということによって、児童生徒数がどのように増減するかについての推計ができないということである。現段階の推移で今の案をつくったということである。

井 上 小・中学校のあり方に関する検討懇談会で学校の規模というものを出した。ある新聞が東栄小学校と江部乙中学校が統廃合の対象であると掲載した。保護者が動揺し、東栄小学校に入学を予定していた8名が3名になった。このようなこともあるので、慎重に扱ってもらわなければならない。

委 員 長 この適正配置計画案を議論しないと小・中学校の施設整備方針について議論ができなくなる。そういうことからこの案をどのように慎重に取り扱うか具体的な提案があれば伺う。

委 員 長 若干休憩する。

休 憩 16:06

再 開 16:11

委 員 長 休憩前に引き続き会議を再開する。

私から質疑させていただく。

① 通学区域の関係について、滝川市の現状の中に通学区域の運用を含めた見直しが必要とされているとあるが、その後余り触れられていない。恐らく通学区域の変更も検討しなければならないと思う。そのことについて考えを伺う。

② 目標とする将来像について、議論が10年経過した後に行われるのではないかという誤解を招くおそれがあるが見解を伺う。

教 育 長 ① 概要 P2、今現在で適正配置を考える上で、一般的には多いところから少ないところへと進めていくのだが、滝川市の場合については、適正配置という規模にならないことから、次の段階の統廃合を考えるということになった。現状、通学区域で保護者の方から相談がある場合などは通学区域の変更を認めていることもある。そのような形で対応できるのではないかと思う。将来的に大きな通学区域の変更を行う可能性も考えられる。

② 5年間のローリングの中で議論をしていく。東栄小学校及び江部乙中学校以外が10年間全く議論にならないという認識はしていない。

委 員 長 ① P2で全体的な将来像を語るときに統廃合をすると通学区域に大きな影響が出てくると思う。通学区域を含めた議論についても明記したほうがよいと思うが考えを伺う。

② 5年ローリングというのが明確さに欠ける。5年間議論して再度結論を出すなど、10年というのがあいまいである。その辺も検討いただきたいが考えを伺う。

教 育 長 ①② この先もこの案について、さまざまな意見をいただけたらと思っているの

委員長
井上

で、成案の段階で教育委員会内部でも議論をしていきたいと思っている。
他に質疑あるか。

委員長

適正配置計画は、通学区域の適正化の問題でもある。そうすると子供たちの人数も適正化されると思う。通学区域をきちんとするという形のものができれば、よいと思う。また施策というのは市民の代表である市長がどうするかという問題である。そういう意味からローリングは4年がよいと思う。意見とする。

他に質疑はあるか。（なし）（13）について報告済みとする。

（14）について説明願う。

（14）小・中学校施設整備方針について

中川課長
委員長
窪之内
中川課長

（別紙資料に基づき説明する。）

説明が終わった。質疑はあるか。

全体を改築するのは第三小学校のみということで理解してよいのか伺う。

第三小学校は、P3にも記載しているが特別教室のある校舎が昭和60年に建てられたものが一部あり、これについては大規模改修で対応したいと考えている。ほかの建物、体育館は改築ということで考えている。開西中学校についても一部鉄筋コンクリートづくりの部分があり、そちらについては補強工事と大規模改修で、残りを改築ということで進めたいと考えている。

窪之内

そういうことであれば、現地建てかえということになる。これでよいのかということが問題である。学校区の関係でどこに学校を配置すべきなのか、あるいは子供たちの教育環境という面から見た上で、一番適切な位置に学校を配置するとしたら、どこなのかということを考えれば、第三小学校はこの場に決まってしまう。適正配置の関係でよいのかどうかということが問題になる。両方を含めた上でプランを作成する必要があると思うが考えを伺う。

教育長

当然適正配置と密接に絡んでくる問題で、それを踏まえた上での施設整備方針である。10年間、当面存続としたところは、27年度までの耐震改修を行うということになっている。残すところをはっきり決めて、そのほかはすぐに建てかえすることができるかということ、それはかなり難しい問題である。その前段に整備方針をきちんと立てていこうということであり、P3、28年度以降については、それぞれの学校が必要になってくる大規模改修、あるいは江陵、明苑については改築が必要になってくることも想定している。適正配置計画の5年後に動くとしたら、28年度以降の整備方針が変わっていくと考えている。今の段階で20年後の学校の姿を想定して実施していくのが望ましいと思うが、実際に20年後の児童生徒数と今の児童生徒数にかなり開きがあると考えれば、現在の生徒児童数を収容できる建物はどこにすべきか、というような議論、あるいは実際問題として市内に学校用地を新たに設けるスペースがあるのかを考えれば、現状の校舎の位置がよいのではと思う。特に小学校については東西南北に分かれており、耐震化の必要な順番で、あるいは耐震化が難しければ改築ということで考えてみて、第三小学校が最初に回ってきた。当然開西中学校については、コンクリートブロックが評定不能という判断から、一番急がれるので、一部建てかえをということになっている。将来的にどのような姿になるのかについては、それぞれに対応できるような形にし、施設整備方針を適正配置計画に合わせながら考えていきたいと思っている。

窪之内

第三小学校の改築を選択した理由があると思うのだが、その理由について伺う。また、第三小学校を最初に行うということを説明しなければならないと思うが、

	どのようにしていくのか伺う。
館 部 長	学校教育施設の老朽化、耐震化及び適正配置計画案との整合性を考えた上で、施設整備方針を出している。小学校の中で 50 年近くたっているのが、第一小学校と第三小学校であり、第一小学校は既に大規模改修を行っている。第三小学校の耐震の面でも、耐震だけの判断では建物を使うことができない状況である。また、建てかえのスピードを速めていこうということで、適正配置計画案は 23 年度からであるが、総体的に前倒しをして、22 年度からスタートすることと考えている。
窪 之 内	10 年間との整合性で見ると全体を改築するのは第三小学校のみということでよいか伺う。
教 育 長	早くできるのであればすぐにでも行いたい、28 年度以降の部分で当面耐震化を終わらせる。ベースとして大規模改修の時期あるいは改築の時期というのは市教委でスタンスを決めさせていただいたので、それに基づいて適正配置計画をかんがみながら、順次改築あるいは大規模改修を行っていくという方針を出したということである。
委 員 長	他に質疑はあるか。(なし) (14) について報告済みとする。 先ほど井上委員から東栄小学校の入学者が 8 名から 3 名になったという件について説明していただく。
吉川室長	井上委員から話があったのは、平成 20 年 4 月 1 日の新入生についてだが、この年の新 1 年生は 3 名入っている。その前年の 10 月には新 1 年生の人数を市教委は押さえているので、学校と人数の確認をすることになる。その時点では、4 名の住民登録者がいた。このことについては学校と情報を共有していた。その後翌年の 4 月に 3 名入学して、1 名減ということになった。1 名減の事情については、市教委としては押さえていない。そのことを誤って 8 名と井上委員に話したのも事実である。この事実に対して、私のほうから誤った情報を提供したのであれば、正してほしいという説明を教頭へ伝えたところ、了解を得られた。今、井上委員にその旨を伝えたと教頭に確認をとったところである。なぜ 8 名と言ってしまったかということについては、その前年、前々年に 8 名の入学者が続いていたということもあったからではないかと推測できる。
井 上	私は教頭のほか校長からも聞いている。これは、数字が問題なのではなく影響があるということが一番の問題である。
委 員 長	8 名が 3 名になったという件について了解していただけるか。この関係で情報が違うということであれば、今後市教委にも確認してもらわなければならない。若干休憩する。
	休 憩 16:40
	再 開 16:42
委 員 長	休憩前に引き続き会議を再開する。 この件については、情報の行き違いということもあろうかと思うので、もう少し整理していただきたい。後日の総務文教常任委員会で報告していただきたい。先ほど公民館の関係で、井上委員から質疑があったが、その答弁をしていただく。
河野部次長	先ほどの公民館の指定管理者の指定について、井上委員の管理人の契約等に関する質疑に対して答弁させていただく。市内の地区公民館、コミュニティセンター等コミュニティ施設 12 館については、管理を地域の運営管理委員会を指

	定管理者としてゆだねコミュニティの活性化に努めているところである。くらし支援課で一括して指定管理の関係を所管しているので、樋郡主幹のほうから説明させていただく。
樋郡主幹	管理人の配置についてだが、各運営委員会に任せている。くらし支援課のほうで12館の指定管理の協定を結んでいるが、12館のうち1人体制の館が5館ある。2人体制が7館ある。1人体制だが、もしその管理人に都合の悪いことがあれば、各運営委員会の役員が代行で入っている状況である。現時点では1人体制で支障があるようなことは聞いていない。賃金について毎年最低賃金の改定があり、12館の運営委員会の会長でコミュニティ施設運営委員会連絡協議会というものをつくっている。年2回から3回は開催しているが、賃金についても改定があれば、運営委員会の会長に集まってもらい、この中で足並みをそろえていただくようお願いをしているところである。これについてもそのとおり実施されていると確認している。各運営委員会の運営状況だが、毎月実績報告ということで、利用状況と収支の報告をもらっている。これらについてもきちんと運営されているものと確認している。
井 上	管理人は運営委員会が雇っていると思うのだが、管理人との雇用契約というものがあるのか伺う。
樋郡主幹	雇用契約については各運営委員会と管理人のほうで交わされている。管理人を決定すれば、市のほうに報告いただいているが、雇用契約書の写しまではいただいている。
井 上	雇用契約はあると確認してよいか。
樋郡主幹	雇用契約については書面で交わしていただくように指導している。
委員長	他に質疑はあるか。
副委員長	東町地区公民館について、連合町内会で運営委員会を組織していると思うのだが、これは他の団体になっても条例的には地域の方であれば問題はないと確認してよいか伺う。
樋郡主幹	スタートのときに12館を決めるに当たって、地域のコミュニティを推進するということで場所などを検討した結果、地域の連合町内会を中心に運営していただくと決定した。
副委員長	運営費は補助という形でもらっているが、例えば連合町内会がおりたいと言った場合、他の地域の団体が受け皿としてあるのであれば、条例的には問題ないのかどうかという質疑である。
樋郡主幹	連合町内会を母体とした運営委員会という形を考えている。もし、地域のほうでこれ以上運営することができないとなった場合は、非公募、地域密着型で行っているが、公募という形になるのではないかと思う。
副委員長	今回提案されている指定管理の指定について、この7館はそれぞれの団体に了解を取って出してきていると考えてよいか伺う。
河野部次長	そのように了解して行っている。
委員長	若干休憩する。
	休 憩 16:52
	再 開 16:56
委員長	休憩前に引き続き会議を再開する。他に質疑はあるか。(なし) (12)について報告済みとする。 (15)について説明願う。

(15) 教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について

(別紙資料に基づき説明する。)

中川課長
委員長
窪之内

説明が終わった。質疑はあるか。

心の教育推進事業について、子供たちへ目を配ったり、家庭訪問したりした中で平成 20 年度いろいろ事件が起こった。しかし、評価はAである。外部評価委員の方たちはどのように考えて評価を下したのか伺う。

中川課長

飛びおり事件があったにもかかわらず、Aの評価はどうなのかという意見もあった。総合的にはAであるが、目標達成度という点で、4点をつけていたが、そのような事件もあり、点数を下げた。

窪之内

Aの評価をしたということを公表すれば、それこそ見識が問われることになりかねないと思う。総合的にAを取ったということに違和感がないか伺う。

教育長

外部評価委員については平成 20 年度に行ってきた事業の取り組みについての評価ということになっている。残念ながら年度末に起きた事件について、一定の効果、有効性を外部評価委員の方も認めていた。結果として、目標の達成度については3という評価であった。評価の結果がよいかどうかは、外部評価委員の方の評価ということなので、さらに精度を上げる必要があるかもしれないが、昨年、この評価を実施した際は、4段階評価を5段階にすることがあって、それは余りよくないのではないかという意見もあり、5段階評価を5段階にした。評価の方法について今後点検しなければならないと考えている。

委員長

私から質疑させていただく。

窪之内委員と同感であるが、外部評価なので、外部評価委員に評価結果について、その甘さなどを指摘することはできないと思うが、全部の項目で下は3までしか点数がついておらず、結果として3段階評価のようになってしまっている。外部評価委員の点数のつけ方の決まりなどをきちんとする必要があると思うがいかがか。

教育長

昨年、4段階評価だと真ん中がないということで、全部上のほうにつけるのではないかという意見があって、今回は5段階評価とした。4段階がよいのか、5段階がよいのかの検証は必要だと思う。見直しが必要であれば見直したいと思っている。

委員長

総合評価ランクというのは、国のほうで決まっているランクづけなのか伺う。例えば、ここでは80点以上がAになっているが、90点以上をAにすると、評価Bという結果も出てくる。そういう表現の仕方も大事だと思うので、そのことについて伺う。

中川課長

総合評価ランクは、市独自で決めたものである。今後、外部評価委員に評価してもらった際の点数のつけ方の説明も含めて、検討させていただく。

委員長
大谷

他に質疑はあるか。

幼稚園教育推進事業について、前回はCで今回はBになっている。CからBになった理由について伺う。

中川課長

幼稚園教育推進事業については、経済性の部分がその理由である。赤字運営であるが、前回よりも赤字が多少削減されたことによるものと考えられる。自己評価としては80点をつけたが、コストの削減といっても必要最低限の設備や人員をそろえなければならず、それが図られてもなお赤字であったということはコスト削減が進んでいないのではないかという意見があり、84点となった。

委員長

他に質疑はあるか。

清水委員外議員	点検評価と銘打つ以上は適正な評価でなければ、公表できないと思う。P9、児童生徒に基礎・基本を確実に定着させ、個々に応じたきめ細かな学習指導の取り組みを推進するという項目で、目標達成度が5というのは、全くだれも納得できないと思う。これだけ格差がついて落ちこぼれが改善されていない状況である。評価そのものの仕方など、大きく改善を求めたいと思うがいかが。
中川課長 委員 長 関 藤	評価の方法等検討したいと思う。 他に質疑はあるか。 評価について、これは取り組みについての評価であると説明があったが、取り組み評価、さらにそれによってどういう結果が出たのかという結果に対する評価ということも入れていただきたい。意見とする。
委員 長	他に質疑はあるか。（なし）（15）について報告済みとする。 （16）について説明願う。 （16）滝川市立幼稚園保育料等徴収条例の廃止について （別紙資料に基づき説明する。） 説明が終わった。質疑はあるか。（なし）（16）について報告済みとする。 （17）について説明願う。 （17）空知教育センター組合規約の変更について （別紙資料に基づき説明する。） 説明が終わった。質疑はあるか。（なし）（17）について報告済みとする。 （18）について説明願う。 （18）学校関係者評価及び関係条例の改正について （別紙資料に基づき説明する。）
中川課長 委員 長	説明が終わった。質疑はあるか。（なし）（18）について報告済みとする。 （19）について説明願う。 （19）損害賠償請求事件について
春田指導参事 委員 長	説明が終わった。質疑はあるか。（なし）（19）について報告済みとする。
教 育 長	平成20年12月19日に提訴を受けて以来、損害賠償請求事件については札幌地方裁判所において、口頭弁論を5回、証人尋問を含めて、進行協議を7回進めてきたところだが、既に新聞報道等で承知のとおり、先週の2月19日金曜日に午前9時30分からの和解協議において、裁判所から示された和解案について原告、被告の双方が合意に至ったことを報告する。この合意に基づいて、裁判長から3月26日までに被告である当市と北海道に行政的な手続を求められたことから、和解の決定及び和解金、訴訟代理人への弁護士費用の訴訟に要する経費については、議案及び補正予算として第1回定例会に提案し、審議いただくことになった。ただし、市教委としては議案の審査に当たり、和解金額を含む和解条項については、基本的に非公開であり、また原告も和解の内容を公表していないことから、本会議における具体的内容の質疑はなじまないと思っており、議長に全員協議会の開催をお願いして、3月2日、午後1時30分から開催をさせていただくことになっている。全員協議会には丸山弁護士も同席することになっているので、その中で審議いただくようお願いする。以上のことから、委員の方には議案及び全員協議会で配付する資料の取り扱いについて配慮いただくよう重ねてお願いしたい。なお、この後の日程だが、和解並びに関連補正予算の議決を得られれば、裁判所に議決書の謄本を添えて報告する。同時に和解金の支払い日を確定させた上で、3月26日午後4時からの和解協議が再度行われ、その中で和解調書が裁判所から交付されて、正式な和解日という

委員長 予定になっている。
 説明が終わった。この件に関しては、今後、全員協議会が開催される予定である。進め方について質疑はあるか。
 窪之内 補正予算の議案に和解金の数字が載ってくると思うが、それについてマスコミ対策はどうなるのか伺う。また、議案に対して、我々議員はどのような対応をとればよいのか伺う。
 教育長 マスコミについては、私どものほうからお願いしたいと考えている。金額については原告側も公表していない。議案に金額が出てしまうので、積極的な周知は配慮願いたいと考えている。
 委員長 他に質疑はあるか。
 清水委員外議員 和解の中身全体を非公開にすべきだという話だと思うが、果たしてそれでよいのか。今回の和解案の中には慰謝料的な損害賠償もあるが、そのほかの第三者機関の設置等についても全員協議会で行ってしまうと公社の粉飾決算の問題がそうであったように議会で話し合ったことが、全くの非公開になってしまう。非公開にする必要のない第三者委員会の設置や広報への掲載などについては全員協議会ではない総務文教常任委員会で行うべきだと思うがいかがか。
 教育長 和解の議決をいただくときの議案に、滝川市に関連する和解条項についての記載はある。本会議の中ではその部分についての質疑は受けても問題ないと考えている。ただし、金額についても入っているため、その部分については配慮願いたいと思う。また、新聞報道等の中では一部違うところもあるので、その部分については全員協議会の中で説明したいと考えている。
 清水委員外議員 今の説明だと和解案が出されたが、そこにはいじめによる自殺予見性も含め、担任あるいは学校がこうしていればいじめ、自殺を防ぐことができたという認定がされていたりすることなど、このようなことが議案に載ってくるのか伺う。
 教育長 議案に載るのは、和解条項のうちの滝川市に関連する部分のみということになる。和解に至る裁判所の事実認定については、和解条項に入っていないので、議案に載らない。ただし、それに至った判断ということを説明しなければ、和解の条項になったのか議員の方には納得いただけない部分があると思うので、全員協議会の中で事実認定の部分も含めて、説明したいと思っている。和解というのはあくまでも双方の合意で成り立っていることから、公式な議論の中で合意が崩れるような選択をするべきではないと考えている。
 清水委員外議員 後日の議会運営委員会で質疑させていただく。
 委員長 他に質疑はあるか。
 窪之内 原告が公開してほしいことがあると思うのだが、その辺をしっかりと整理しておいてほしいと思うがいかがか。
 教育長 全員協議会の中で説明しようと思っていたが、和解条項の中には和解条項の骨子を広報で掲載をするということもあり、その文案、公表の仕方などに関しては裁判所にかかわってもらい、原告側と3月26日までに詰めることになっている。
 委員長 先ほど議会運営委員会で行うということだったが、市教委のいない議会運営委員会の中ですべて結論づけることにならないということも理解していただきたい。また、ある程度コントロールが必要になるので、こちらからいろいろなものを出させるような質疑をすることがよいのか難しいところがあるのでその辺を十分考えた上でお願いしたい。

委員長 他に質疑はあるか。(なし) (19) について報告済みとする。

委員長 **2 第1回定例会以降の調査事項について**
何かあるか。(なし) 別紙調査項目のとおりと決定する。

委員長 **3 その他について**
何かあるか。(なし)

委員長 **4 次回委員会の日程について**
次回委員会の日程については、正副委員長に一任願えるか。(よし)
以上をもって第36回総務文教常任委員会を閉会する。

閉 会 17:39